

秦野市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料、報酬等、職員が加入している地方公務員共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

区分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 159,257	千円 56,996,171	千円 2,526,489	千円 9,757,547	% 17.1	% 17.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

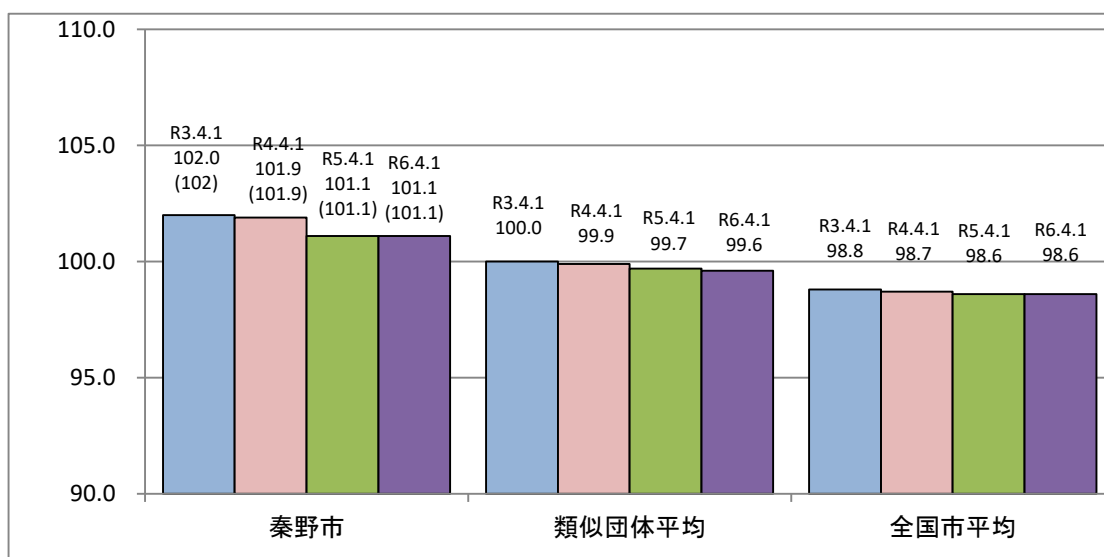
区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 997	千円 3,771,370	千円 1,081,518	千円 1,619,381	千円 6,472,269	千円 6,492	千円 6,591

(注)1 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。

2 職員手当には退職手当及び児童手当を含みません。

3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。また、特別職(市長・副市長・教育長)の給料等は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、100を超えている理由及び改善の見込み

特定の学歴が高くなる傾向があるため、適正化の方法等について検討を行うよう努める。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施済]国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引き下げを実施済です。

②地域手当の見直し

[支給割合]国基準6%に対し、秦野市においても6%を支給しています。

(参考)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国基準による支給割合	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
秦野市の支給割合	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
秦野市	40.5歳	317,800円	417,799円	381,029円
神奈川県	42.8歳	323,335円	423,674円	383,367円
国	42.1歳	323,823円	-	405,378円
類似団体	42.1歳	321,107円	424,344円	381,974円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数 (人)	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
秦野市	56.3歳	40	329,200円	381,818円	357,793円	-	-	-	-
うち清掃職員	56.5歳	13	326,200円	394,877円	354,869円	廃棄物処理業	47.7歳	314,900円	1.25
うち学校給食員	57.8歳	8	320,400円	347,025円	342,625円	飲食物調理従事者	43.2歳	286,200円	1.21
うち用務員	56.8歳	15	332,000円	367,107円	361,427円	他に分類されない 運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	244,800円	1.50
うち自動車運転員	*	*	*	*	*	乗用自動車運転者	62.4歳	239,200円	-
うちその他	48.3歳	3	339,000円	395,266円	378,633円	-	-	-	-
神奈川県	52.3歳	252	297,537円	356,224円	343,449円	-	-	-	-
国	51.2歳	1,829	288,144円	-	330,553円	-	-	-	-
類似団体	52.4歳	91	322,604円	385,796円	363,860円	-	-	-	-

区 分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
秦野市	-	-	
うち清掃職員	6,389,524円	4,376,300円	1.46
うち学校給食員	5,684,100円	3,730,000円	1.52
うち用務員	6,061,584円	3,297,300円	1.84
うち自動車運転員	*	3,021,600円	-
うちその他	6,518,792円	-	-

- ※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所をアスタリスク(*)としています。
- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(令和3年～令和5年の3か年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているわけではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては、前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
秦野市	39.6歳	319,503円	415,355円	378,697円
類似団体	39.0歳	311,067円	418,722円	368,597円

- ※ 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- ※ 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		秦野市	神奈川県	国
一般行政職	大学卒	208,000円	202,400円	総合職208,000円 一般職196,200円
	高校卒	176,100円	166,600円	166,600円
技能労務職	—	196,300円	—	—
消防職	大学卒	214,400円	—	—
	高校卒	181,800円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

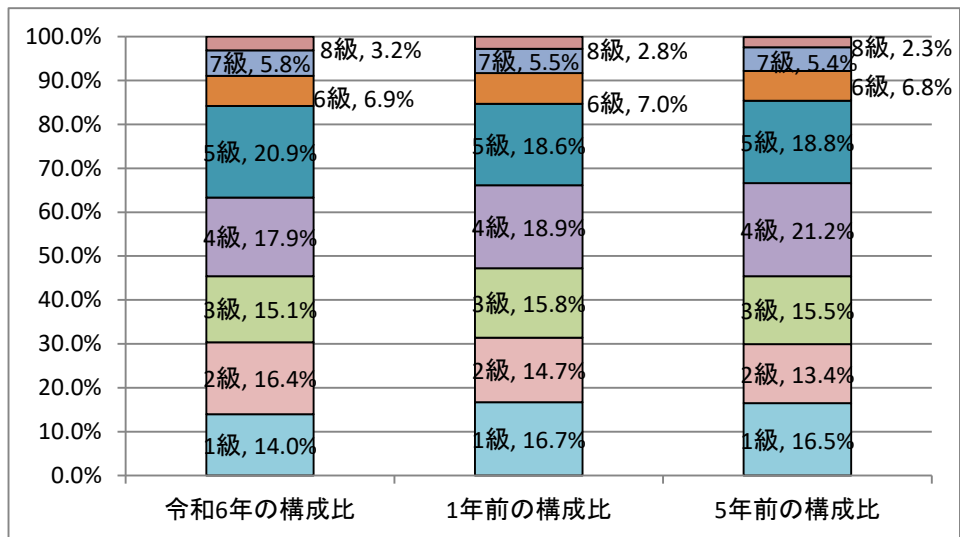
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	287,400円	372,000円	397,000円	410,800円
	高校卒	266,200円	347,800円	371,300円	393,000円
技能労務職	高校卒	—	—	349,200円	320,200円
消防職	大学卒	293,152円	372,988円	384,233円	394,867円
	高校卒	263,590円	353,131円	368,460円	388,804円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

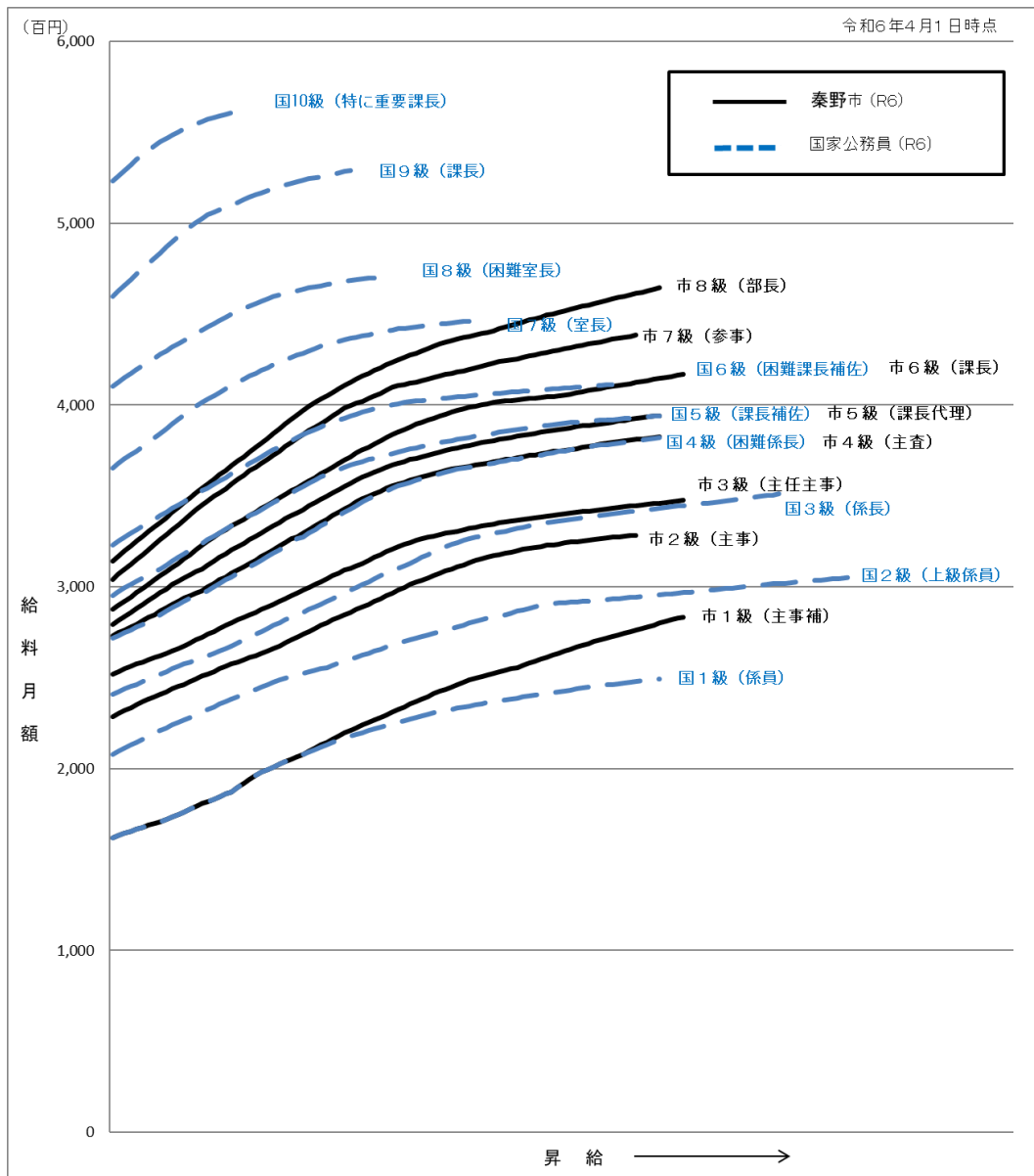
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事補・技師補	75人	14.0%	162,100円	283,300円
2 級	主事・技師	88人	16.4%	228,500円	328,400円
3 級	主任主事・主任技師	81人	15.1%	252,000円	347,800円
4 級	主査	96人	17.9%	273,200円	382,400円
5 級	課長代理・主幹・技幹	112人	20.9%	279,300円	394,200円
6 級	課長・専任主幹・専任技幹	37人	6.9%	287,500円	417,000円
7 級	参事	31人	5.8%	304,000円	438,500円
8 級	部長・専任参事	17人	3.2%	314,100円	464,800円

- (注) 1 秦野市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の反映状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(令和6年4月1日現在)

秦野市	神奈川県	国
1人あたり平均支給額(令和5年度)	1人あたり平均支給額(令和5年度)	—
1,624 千円	1,766 千円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な 区分	支給実績が ある区分	支給可能な 区分	支給実績が ある区分
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

秦野市				国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	19.6695	月分	24.586875
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	28.0395	月分	33.27075
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	39.7575	月分	47.709
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分	47.709	月分	47.709
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%~20%				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~45%			
1人当たり平均支給額	3,797千円		17,556千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		245,270 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		237,435 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
秦野市全域	6%	1,033人	6%

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)			9,694 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)			48,469 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)			19.4 %	
手当の種類(手当数)			5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
社会福祉手当	生活保護業務担当職員	生活保護業務に従事	960千円	月5,000円
行旅死亡人等 処置手当		行旅死亡人又は変死者の処置に従事	2千円	1件当たり2,000円
保健衛生手当	消防職員	感染症が発生もしくはその疑いのある 人、動物等に対する作業に従事	1,644千円	1件当たり300円～ 4,000円
死畜処理作業手当	清掃業務担当職員	犬猫等の動物の死体処理に従事	451千円	1件当たり300円
災害等出動手当	消防職員	著しく危険の伴う消火、救急、救助等 の消防業務に従事、救急救命士が救 急救命処置の業務に従事	6,637千円	1件当たり200～510円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	337,687 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度実績)	435,164 円
支給実績(令和4年度決算)	314,301 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度実績)	409,779 円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の
総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間
勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	同一	6,500円	108,037 千円	249,508 円
	子	10,000円	同一	10,000円		
	父母等	6,500円	同一	6,500円		
	特定期間の加算	5,000円	同一	5,000円		
住居手当	借家・借間	29,600円を限度	異なる	27,000円を限度	111,010 千円	172,374 円
	自宅	5,200円	異なる	0円		
通勤手当	交通機関等の利用者(片道2km以上)	実費相当額(ただし6か月の定期代が原則)	異なる	運賃等相当額(55,000円を限度)	61,879 千円	78,526 円
	自動車等の利用者	距離により支給24,400円を限度	異なる	距離により支給31,600円を限度		
管理職手当	職に応じて58,000円～99,000円		異なる	職に応じて46,300円～139,300円	207,942 千円	818,667 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	938,000 円	(参考)類似団体における最高額／最低額 1,130,000円 / 643,500円
	副 市 長	768,000 円	930,000円 / 750,000円
報 酬	議 長	556,000 円	724,000円 / 463,000円
	副 議 長	484,000 円	660,000円 / 420,000円
	議 員	444,000 円	606,000円 / 400,000円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	4.4月分	(6年度支給割合) 6月期 2.15月分 12月期 2.25月分 合計 4.4月分
	議 長 副 議 員	4.4月分	(6年度支給割合) 6月期 2.15月分 12月期 2.25月分 合計 4.4月分
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 938,000円×在職年数×400/100	(1期の手当額) 15,008,000円 (支給時期) 任期毎
	副 市 長	768,000円×在職年数×300/100	9,216,000円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の減額措置前の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況(令和6年4月1日現在)

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

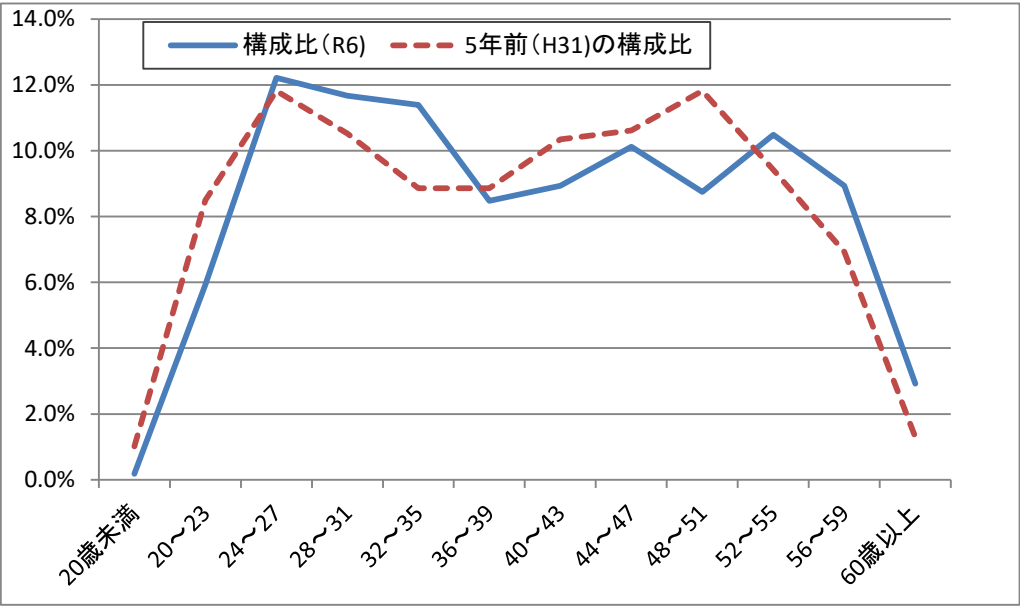
		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年度	令和5年度		
一般行政部門	議 会	10	10	0	
	総 務	175	182	▲ 7	組織執行体制の見直し
	税 務	50	47	3	組織執行体制の見直し
	労 働	1	1	0	
	農 林	22	22	0	
	商 工	22	19	3	担当を新たに設置
	土 木	126	127	▲ 1	組織執行体制の見直し
	民 生	196	189	7	組織執行体制の見直し
	衛 生	63	71	▲ 8	組織執行体制の見直し
	小 計	665	668	▲ 3	
特別行政部門	教 育	130	128	2	組織執行体制の見直し・退職者不補充
	消 防	200	201	▲ 1	組織執行体制の見直し
	小 計	330	329	1	
公営企業等会計部門	水 道	37	36	1	組織執行体制の見直し
	下水道	32	31	1	組織執行体制の見直し
	その他	33	34	▲ 1	組織執行体制の見直し
	小計	102	101	1	
合 計		1,097	1,098	▲ 1	

(注) 1 臨時的任用職員、特定職員及び再任用職員(短時間勤務)を除きます。
2 公営企業等の「その他」とは国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業の特別会計部門です。

(2) 年齢別職員数の状況

ア 年齢別職員数の状況

令和6年4月1日現在



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 2	人 65	人 134	人 128	人 125	人 93	人 98	人 111	人 96	人 115	人 98	人 32	人 1,097

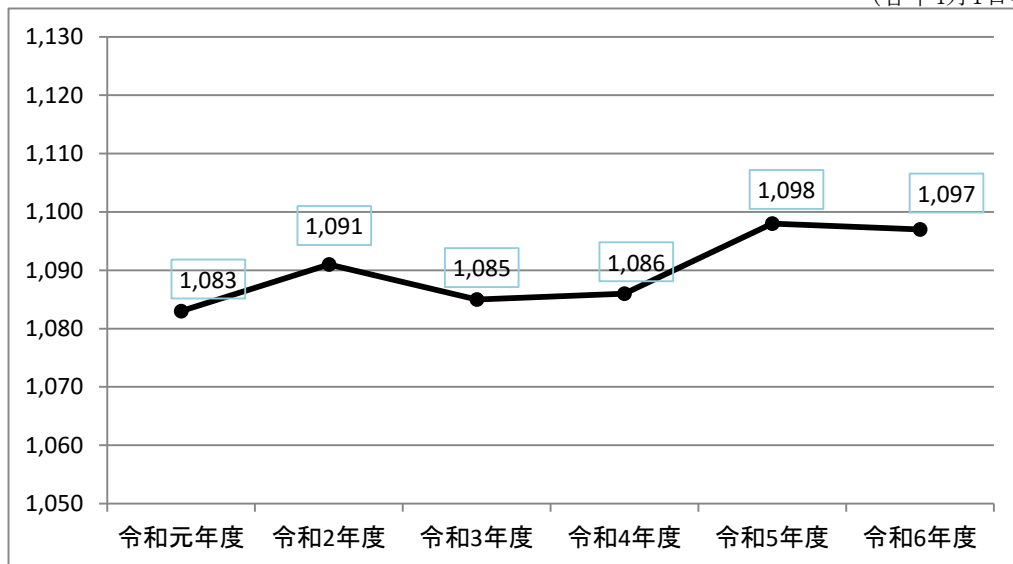
(3) 職員数の推移

(単位:人)

部門別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	640	655	646	653	668	665	25	3.9%
教育	139	137	135	130	128	130	▲ 9	-6.5%
消防	200	198	202	201	201	200	0	0.0%
普通会計	979	990	983	984	997	995	16	1.6%
公営企業等会計	104	101	102	102	101	102	▲ 2	-1.9%
総合計	1,083	1,091	1,085	1,086	1,098	1,097	14	1.3%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

(各年4月1日現在)



(単位:人)

7 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 採用者の状況

ア 職種別職員数

(単位:人)

	令和5年度			令和4年度		
	男	女	計	男	女	計
一般行政職	16	16	32	29	11	40
保育教諭・幼稚園教諭職	0	7	7	0	6	6
消防職	3	0	3	0	0	0
計	19	23	42	29	17	46

(注) 前年度の中途採用を含みます。

イ 採用試験の実施状況

(令和5年度)

	受験者(人)		1次試験 合格者(人)		2次試験 合格者(人)		最終合格者 (人)	倍率	
事務職	272	(376)	114	(130)	58	(73)	23	(38)	11.8 (9.9)
	92	(129)	36	(54)	13	(38)	5	(21)	18.4 (6.1)
土木職	4	(19)	3	(12)			2	(7)	2.0 (2.7)
	0	(1)	0	(1)			0	0	0.0 (0.0)
建築職	7	(12)	7	(8)			6	(4)	1.2 (3.0)
	2	(5)	2	(2)			1	(1)	2.0 (0.0)
電気・機械職	4	-	4	-			2	-	2.0 -
	0	-	0	-			0	-	0.0 -
栄養士	8	-	5	-			2	-	4.0 -
	7	-	5	-			2	-	3.5 -
保育教諭・ 幼稚園教諭職	13	(18)	13	(14)			7	(12)	1.9 (1.5)
	13	(17)	13	(13)			7	(12)	1.9 (1.4)
消防職	37	(45)	18	(10)			10	(8)	3.7 (5.6)
	6	(1)	5	(1)			4	(1)	1.5 (0.0)
計	345	(470)	164	(174)	58	(73)	52	(69)	6.6 (6.8)
	120	(153)	61	(71)	13	(38)	19	(35)	6.3 (4.4)

(注) 1 各職種の下段は、女性の該当者数であり、内数です。

2 ()内は前年度の状況です。

(2) 人事異動の概要

【令和6年度人事異動の概要】

職務別		
区分	人数(人)	
部長級	11	(7)
参事級	24	(15)
課長級	33	(19)
その他	358	(360)
合計	426	(401)

部局別		
区分	人数(人)	
市長部局	282	(267)
教育委員会	33	(24)
その他	111	(110)
合計	426	(401)

(注) ()内は前年度の状況です。人数には組織変更を含む。

(3) 希望降任制度の概要と実施状況

ア 親の介護、子の育児、本人の病気で職務の軽減が必要な場合
令和5年度の降任者数 1人 (前年度 0人)

イ その他の場合

令和5年度の降任者数 0人 (前年度 0人)

(4) 退職者の状況

(令和5年度)

	60歳以上 (人)	準定年 (人)	自己都合等 (人)	その他 (人)	計 (人)
一般行政職	3 (7)	2 (4)	5 (0)	7 (10)	17 (21)
うち管理職	3 (6)	0 (2)	1 (0)	0 (0)	4 (8)
技能労務職	0 (3)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (5)
うち管理職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
消防職	1 (0)	1 (0)	2 (2)	2 (1)	6 (3)
うち管理職	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
教諭	2 (3)	0 (0)	7 (5)	0 (1)	9 (9)
うち管理職	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
計	6 (13)	3 (6)	14 (7)	9 (12)	32 (38)
うち管理職	5 (8)	0 (2)	1 (0)	0 (0)	6 (10)

(注) 1 ()内は前年度の状況です。

2 準定年とは、秦野市職員の退職手当に関する条例第5条の3を適用した退職者です。

(5) 再任用の状況

再任用とは、地方公務員法に基づき定年退職者を従前の勤務実績等により任用する制度です。

なお、再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、短時間勤務職員があります。

(令和5年度)

職種	常時勤務(人)	短時間勤務(人)
一般行政職	10 (7)	32 (39)
消防職	1 (1)	1 (2)
技能労務職	8 (7)	2 (2)
計	19 (15)	35 (43)

(注) 1 ()内は前年度の状況です。

2 職種は再任用時の職種です。

(6) 公益法人、営利法人等への派遣の状況

3人 (令和5年度)

(7) 障がい者の任用状況

(各年6月1日現在)

法定雇用率	令和5年度	令和4年度
2.6% (令和4年度) 2.6% (令和5年度)	2.56%	2.30%

8 勤務時間その他の勤務条件**(1) 職員の勤務時間、休憩時間の概要(令和6年4月1日現在)**

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。1日のうち1時間の休憩時間があります。

8:30	12:00	13:00	17:15
3時間30分	1時間	4時間15分	
勤務時間	休憩時間	勤務時間	

(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

令和5年度の平均取得日数	令和4年度の平均取得日数
11.4	8.6

(3) 介護休暇の概要と取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度であり、年度内で5日間取得することができます。介護休暇は、1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

令和5年度(人)	令和4年度(人)
17	21

(注)1 ()内は女性の取得者数であり、内数です。

(4) 療養休暇の概要と取得状況

職員が負傷又は疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のため必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

令和5年度(人)	令和4年度(人)
165	49

※令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の扱いが5類に変更されたことに併せ、感染した場合の休暇の取扱いを療養休暇としたため、令和5年度の療養休暇取得者が増加しています。

(5) 職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休暇制度があり、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。()は女性職員の人数。

	令和5年度(人)	令和4年度(人)
育児休業	48(37)	28(18)
部分休業	31(31)	30(30)

(6) 安全衛生管理体制の整備状況

労働安全衛生法に基づき安全衛生委員会を設置し、職場における職員の危険又は健康障害を防止するための対策に関することを審議しています。また、職員の定期健康診断、生活習慣病健診などを実施するとともに健康管理を行うため、産業医による健康相談を実施しています。

9 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

職員がその職責を十分に果たすことができない一定の理由がある場合に、公務能率の維持・向上を目的に、職員の意に反して行う未分譲の変動をもたらす処分です。

(令和5年度)

処分事由	降任 (人)	免職 (人)	休職 (人)	降給 (人)
勤務実績が良くない場合	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)
心身の故障の場合	0 (0)	0 (0)	18 (19)	0 (0)
職制、定数の改廃、予算の減少により、廃職、過員を生じた場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
刑事事件に関し起訴された場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	0 (0)	0 (0)	18 (20)	0 (0)

(注) ()内は前年度の状況です。

(2) 懲戒処分

職員に一定の義務違反がある場合に、道義的責任を追及し、秩序を維持することを目的に、行われる制裁的な処分です。

(令和5年度)

処分事由	免職 (人)	停職 (人)	減給 (人)	戒告 (人)
法令に違反した場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
職務上の義務に違反して又は職務を怠った場合	0 (0)	0 (0)	0 (4)	0 (3)
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	0 (0)	0 (0)	0 (4)	0 (3)

(注) ()内は前年度の状況です。

10 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職員の職全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

11 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 秦野市職員(ひと)づくり基本方針の概要

ア 地方分権の進展の中、限られた人的資源で、今後ますます高度化、多様化する市民ニーズに応えていくためには、市職員が持つ意欲や能力を最大限引き出し、今まで以上に、その力を組織力として結集させなければなりません。そのためには、職員が自ら育つ仕組み、育てる仕組みを体系化し、計画的な職員づくり(活性化)を進める必要があるため、市職員の人材育成における基本方針を策定しました。

イ 「目指すべき職員像と職場像」を位置づけ、職員にもとめられる役割と能力を明示しました。次に、この能力開発を含めた市職員の人材育成の進め方や方策について、能力開発(研修)、人事評価、任用、職場風土の各分野から明らかにし取組みを進めています。

(2) 研修方針・体系の概要と実施状況

秦野市職員(ひと)づくり基本方針に基づき、階層別研修をはじめとする職場内研修、自治大学校等の専門研修への派遣、及び国や県、民間組織などへの派遣研修などにより、適切に能力開発が行われるよう研修を実施しています。

(3) 職員の人事評価制度の概要

職員個々の能力や成果を適正に評価し、その結果を人材育成や処遇に効果的に活用することによって、職員の資質及び意欲の向上を図り、それにより組織力を高め、より質の高いサービスを提供するため、人事評価制度を導入しています。

評価対象職員：常勤一般職の全職員

評価対象期間等：年2回実施

評価基準日	評価対象期間
6月1日	前年の10月1日～3月31日
12月1日	4月1日～9月30日

評価項目：

・意欲・姿勢

職務に対する意欲・姿勢（責任感、積極性、市民的視野など）

・能力

職務遂行を通じて発揮された能力（知識、技術、解決力、企画力など）

・実績

担当職務の質・量を踏まえた達成度（正確性、迅速性、効率性、業務実績など）

評価段階：5段階

絶対評価：

評価結果を人事管理等（昇給、勤勉手当成績率への反映、昇格、人事配置）に活用するとともに、被評価者本人にフィードバックすることにより人材育成を図ります。

1.2 職員の福利及び利益の保護

(1) 共済組合の短期給付及び長期給付の概要

市の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合に加入して、短期・長期給付を受けることができます。

神奈川県市町村職員共済組合は、常時勤務する職員を組合員として組織される団体であり、職員からの掛金と地方公共団体からの負担金などにより運営されています。

ア 短期給付

法定給付	保健給付	療養の給付、療養費、高額療養費、出産費、埋葬料などの給付
	休業給付	傷病手当金、育児休業手当金などの給付
	災害給付	弔慰金、災害見舞金の給付
法定外給付	附加給付	出産費附加金などの給付

イ 共済組合からの長期給付

老齢・退職給付	老齢厚生年金	職員（共済組合員）期間等10年以上の者が退職した場合で、65歳に達したときなどに支給される年金
	退職年金	共済組合員期間が1年以上で、65歳に達したときに支給される年金
	公務障害年金	公務による病気やケガにより障害の状態にある場合に障害の程度に応じて支給される年金
	公務遺族年金	公務による病気やケガにより死亡した場合に遺族に支給される年金
障害給付	障害厚生年金 障害手当金	在職中に病気やケガにより、法定の障害等級に該当する状態にある場合に、障害の程度に応じて支給される年金
遺族給付	遺族厚生年金	在職中または退職後に死亡した場合に遺族に支給される年金

ウ 国民年金からの給付（基礎年金）

老齢基礎年金	保険料納付済期間等が10年以上の者が退職した場合で、65歳に達したときなどに支給される年金
障害基礎年金	法定の障害等級に該当する状態にある場合に、障害の程度に応じて支給される年金
遺族基礎年金	被保険者または老齢基礎年金受給者が死亡した場合で、その人に扶養されていた子（18歳の最初の3月31日までの間の子）がいるときに支給される年金

(2) 共済組合の福祉事業の概要

共済組合は、福祉事業として、職員（組合員）の健康維持・疾病予防事業などの保健・保養及び教養に資する事業、保養所の経営などの宿泊事業、住宅貸付などの貸付事業、貯金事業、物資の斡旋事業などの職員の福祉のための事業を行っています。

保健事業	人間ドック等の実施、年間宿泊施設や委託保養所の利用助成券の配布など
貯金事業	給与から天引きによる貯金
貸付事業	普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学貸付など
物資事業	自動車や家庭生活物品等の斡旋事業

(3) 公務災害補償の概要と実施状況

地方公務員災害補償制度は、公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行い、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

		令和5年度		令和4年度	
		傷病	死亡	傷病	死亡
通勤災害	新規認定件数	1	0	3	0
	補償件数	1	0	3	0
公務上の災害	新規認定件数	6	0	3	0
	補償件数	6	0	3	0

(単位:人)

(4) その他職員の福祉のための独自の制度概要

ア 健康診断等の実施

労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年1回実施しています。この結果に基づき産業医の事後指導を行い、職員の健康管理に努めています。

イ メンタルヘルスへの対応状況

メンタルヘルスに対しては、臨床心理士による毎月2回以上のメンタル相談を実施し、メンタル面の健康維持に必要な助言・指導を行っています。

ウ セクシャルハラスメントへの対応状況

セクシャルハラスメントに対しては、職員の相談窓口を人事担当課内に置き、随時相談を受け付けています。

エ 職員互助会(秦和会)

秦和会は、地方公務員法第42条の規定に基づき、会員及びその家族の親睦、扶助及び元気回復を図ることを目的に組織されたもので、次のような事業を実施しています。

会員数 1,109人(令和6年4月1日現在)

(ア) 主な事業(職員の会費のみで実施する事業)

給付事業	永年勤続祝金20年・20,000円、30年・30,000円、結婚祝金・20,000円、出産祝金10,000円等
体育事業	職員親善スポーツ大会等
厚生事業	宿泊補助、年間1人5,000円限度等
文化事業	職員文化祭の開催、観劇等補助金 年間1人3,000円限度等
広報事業	会報誌の発行

(イ) 市からの委託事業(公費負担)

職員が健康診断の代わりに人間ドックを受診した場合、負担した費用の一部(7,700円を上限)を市からの委託事業として助成しています。これは、健康診断の費用負担は市(事業主)の負担とされていることから人間ドックの受診費用の一部を助成しているものです。

人間ドック一部補助金	利用者数 540人 利用者1人当たりの公費負担額 9,317円	事業費 5,031,400円
------------	------------------------------------	----------------

※互助会事業全体に対する公費支出の割合は、18.02%です。

令和5年度職員互助会(秦野市秦和会)決算額(支出合計)は22,000,989円です。

13 公平委員会の業務の状況(苦情処理、措置要求、不服申立)

(1) 苦情処理制度の概要

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会等にすることができます。

(2) 勤務条件に関する措置要求精度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

	令和5年度	令和4年度
措置要求件数	0	0

(3) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

	令和5年度	令和4年度
不服申立件数	0	0